

令和2年 4月 30日

保護者各位

神崎市福祉課

緊急事態宣言に伴う登園自粛要請期間の延長について（お願い）

日頃から、保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、国の緊急事態宣言及び佐賀県知事の外出自粛要請を踏まえた感染拡大防止の対策として、家庭保育が可能な方へ保育施設の利用の自粛をお願いしているところです。

現在、多くの登園自粛のご協力をいただいております、皆様のご理解と、ご協力に改めて感謝申し上げます。

感染拡大の収束が見えない中で、4月28日付けの佐賀県知事の要請を踏まえ、市では市内保育園、認定こども園につきまして、下記のとおり当初予定の5月6日（水・休日）から5月10日（日）まで自粛要請期間を延長させていただくこととしました。

保護者の皆様にはご迷惑、ご負担をおかけしますが、皆様と皆様の大切な方の命を守るためのお願いですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、大型連休に入りますが、くれぐれも不要不急の外出をお控えいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても今後の状況により変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

記

1 登園自粛要請期間

令和2年4月21日（火）から令和2年5月10日（日）まで

※国の要請等により再延長になる場合があります。

※登園自粛にご協力いただけのご家庭は、お休みできる日を事前に園へご連絡ください。

2 保育料の取り扱いについて

登園自粛要請期間に登園を自粛された場合は、後日、保育料を日割り計算して返還します。返還の手続きは、各施設を通じてご案内いたします。

（問い合わせ先）

神崎市福祉課子育て支援係

TEL：0952-37-0110